

令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務委託に係る 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、南予広域観光プロモーション協議会（以下「協議会」という。）が令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために必要な事項を定める。

なお、本企画提案公募は、協議会の令和8年度当初予算の成立を前提に行うものであり、今後、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性がある。

1 委託業務名

令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務

2 委託業務の内容等

(1) 業務内容

別添「令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(3) 委託料の上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、企画提案書提出時まで登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年3月5日（木）午後5時まで

①参加表明書（様式1）1部（押印）

②誓約書（様式2）1部（押印）

③会社概要（様式任意）1部

・送信後、電話にて着信確認を行うこと。

・電子メールの件名は、「参加表明（令和8年度南予観光モニターツアー実施事業

業務)」とすること。

※参加表明書提出後に参加を取り下げる場合は、令和8年3月4日（水）17時までに参加辞退届（様式3）正本1部（押印）を電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

※資格要件を満たさない提案者に対しては、メールにて通知する。

（2）質問書について

提出期限 令和8年3月5日（木）午後5時まで

①質問書（様式4）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。
- ・電子メールの件名は、「質問（令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・質問への回答は、受付から原則3営業日以内に提示することとする。

（3）企画提案書の提出

提出期限 令和8年3月23日（月）午前9時まで

①企画提案書表紙（様式5） 正本1部

②企画書（様式任意）8部（うち正本1部）

- ・形式：原則としてA4判、横書き、左綴じとする。着色・両面印刷可。用紙の向きは、横向きでも縦向きでも可。図表等は必要に応じA3判も可とする。
- ・使用する言語、通貨及び単位
言語：日本語
通貨：日本国通貨
単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位
- ・内容：16ページ以内（片面を1ページとし、表紙を除く。）で以下の内容を必ず記載すること。
 - ・仕様書6（2）の実施回数、発地、各コースの具体的な移動ルート及び観光コンテンツの内容（案）、ツアー参加者数の目標数
 - ・仕様書6（3）各コースの具体的な参加者募集方法
 - ・実施体制
 - ・スケジュール

※表紙には、宛名「観光広域観光プロモーション協議会」、タイトル「令和8年度南予観光モニターツアー実施事業業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。

※各参加表明者につき1提案しか受け付けない。

③経費見積書（様式任意） 正本1部

- ・見積りに係る経費内訳を記載すること。

- ・ ツアー参加者から参加料を徴収する場合は、各コース1人当たりの料金及び収入総額を明示すること。

④事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式6） 正本1部

- ・ 本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

⑤業務実績表（様式7） 正本1部

- ・ 委託業務と類似の事業の受注実績（5件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

(4) 提出先・提出方法

「9 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送（必着）とする。

5 委託先の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準点を満たし、かつ最も優れた提案を行ったものを契約候補者として選定する（プレゼンテーションは実施しない）。

(2) 審査基準

以下の項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価のポイント
全体	①本業務の内容について、次期キャンペーンのテーマやターゲット等に合致した提案となっているか。
1. モデルコースの設定	①首都圏等発着の旅行商品化が進んでいない地域（伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の観光コンテンツが組み込まれているか。 ②南予地域の周遊を促進するコースとなっているか。 ③近隣県及び愛媛県内からの誘客のポテンシャルを測ることができるツアーとなっているか。
2. モニターツアーの企画	①実施回数、参加者目標数は適切に設定されているか。 ②各ツアー対象者に合致した媒体・周知方法となっているか（より多くの参加者が確保できるか）。 ③モニターツアーの実施を通して、モデルコースの改善に向けた具体的な方法等が提案されているか。
3. 実施体制	①業務を適切に執行できる実施体制が整い、ツアー催行では安全かつ確実な実施が見込まれるか。 ②事業効果が期待できる活動実績があり、必要十分なノウハウや知識、知見を有しているか。
4. 経費見積	①見積額の経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、文書で提案者に通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

6 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となった者を契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

7 スケジュール（予定）

内 容	日 付
企画提案募集開始	2月19日（木）
参加表明書・質問票提出期限	3月5日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	3月23日（月）午前9時まで
審査結果通知	3月下旬
契約締結	4月上旬

8 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (3) 提出された企画提案書については返却しないものとする。

9 問い合わせ先・提出先

南予広域観光プロモーション協議会事務局（愛媛県南予地方局商工観光課内）

住 所：〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7-1

T E L：0895-28-6146

メールアドレス：nan-syoko@pref.ehime.lg.jp